

第18号議案 品川区立高齢者住宅条例の一部を改正する条例
第19号議案 品川区立大井林町高齢者住宅条例の一部を改正する条例

1. 改正理由

「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」が改正され、「東京都パートナーシップ宣誓制度」が開始された。これを受け、パートナーシップ関係の相手方と同居している方や同居しようとする方を品川区立高齢者住宅および品川区大井林町高齢者住宅に入居ができるように各条例を改正する。

2. 改正の内容

変更内容	旧	新
入居要件の整備	配偶者、二親等以内の血族または一親等の姻族で60歳以上のもの1名と現に同居し、または同居しようとしていること。	左記にパートナーシップ関係の相手方を追加

3. その他

(1) 新旧対照表

- ①品川区立高齢者住宅条例 別紙1のとおり
- ②品川区立大井林町高齢者住宅 別紙2のとおり

(2) 施行期日

令和5年4月1日

品川区立高齢者住宅条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(入居者の要件)</p> <p>第3条 高齢者住宅に入居することができる者は、次に掲げる要件を備えている者とする。</p> <p>(1) 65歳以上の者で、ひとり暮らしであること。</p> <p>(2) 住宅に困窮していること。</p> <p>(3) 区内に引き続き2年以上住所を有していること。</p> <p>(4) 独立して日常生活を営むことができ、自炊可能であること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2人世帯向けに設置した高齢者住宅(以下「2人世帯向け住宅」という。)に入居することができる者は、次に掲げる要件を備えている者とする。</p> <p>(1) 65歳以上であること。</p> <p>(2) 配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、二親等以内の血族、一親等の姻族<u>または東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例(平成30年東京都条例第93号)第7条の2第2項の証明を受けたパートナーシップ関係の相手方</u>で60歳以上のもの1名と現に同居し、または同居しようとしていること。</p> <p>(3) 住宅に困窮していること。</p> <p>(4) 区内に引き続き2年以上住所を有していること。</p> <p>(5) 独立して日常生活を営むことができ、自炊可能であること。</p> <p><u>付 則 (令和 年 月 日条例第 号)</u> <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(入居者の要件)</p> <p>第3条 高齢者住宅に入居することができる者は、次に掲げる要件を備えている者とする。</p> <p>(1) 65歳以上の者で、ひとり暮らしであること。</p> <p>(2) 住宅に困窮していること。</p> <p>(3) 区内に引き続き2年以上住所を有していること。</p> <p>(4) 独立して日常生活を営むことができ、自炊可能であること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2人世帯向けに設置した高齢者住宅(以下「2人世帯向け住宅」という。)に入居することができる者は、次に掲げる要件を備えている者とする。</p> <p>(1) 65歳以上であること。</p> <p>(2) 配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、二親等以内の血族<u>または</u>一親等の姻族で60歳以上のもの1名と現に同居し、または同居しようとしていること。</p> <p>(3) 住宅に困窮していること。</p> <p>(4) 区内に引き続き2年以上住所を有していること。</p> <p>(5) 独立して日常生活を営むことができ、自炊可能であること。</p>

品川区立大井林町高齢者住宅条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(使用者の要件)</p> <p>第3条 単身者向け住宅を使用する者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p>(1) 65歳以上の者で、ひとり暮らしであること。</p> <p>(2) 住宅に困窮していること。</p> <p>(3) 区内に引き続き2年以上住所を有していること。</p> <p>(4) 独立して日常生活を営むことができること。</p> <p>2 2人世帯向け住宅を使用する者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p>(1) 65歳以上の者であること。</p> <p>(2) 前項第2号から第4号までに掲げる要件を備えていること。</p> <p>(3) 次に掲げる要件を備えている者1名と現に同居し、または同居しようとしていること。</p> <p>ア 60歳以上の者であること。</p> <p>イ 2人世帯向け住宅を使用する者の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、二親等以内の血族、<u>一親等の姻族または東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の証明を受けたパートナーシップ関係の相手方</u>であること。</p> <p>ウ 前項第2号から第4号までに掲げる要件を備えていること。</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(使用者の要件)</p> <p>第3条 単身者向け住宅を使用する者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p>(1) 65歳以上の者で、ひとり暮らしであること。</p> <p>(2) 住宅に困窮していること。</p> <p>(3) 区内に引き続き2年以上住所を有していること。</p> <p>(4) 独立して日常生活を営むことができること。</p> <p>2 2人世帯向け住宅を使用する者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p>(1) 65歳以上の者であること。</p> <p>(2) 前項第2号から第4号までに掲げる要件を備えていること。</p> <p>(3) 次に掲げる要件を備えている者1名と現に同居し、または同居しようとしていること。</p> <p>ア 60歳以上の者であること。</p> <p>イ 2人世帯向け住宅を使用する者の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、二親等以内の血族<u>または</u>一親等の姻族であること。</p> <p>ウ 前項第2号から第4号までに掲げる要件を備えていること。</p>